

第272回山形県開発審査会議事録

1 日 時

平成30年12月17日(月) 13時30分から14時30分まで

2 場 所

県庁10階 1001会議室

3 出席委員

小山委員、國井委員、佐藤委員、三浦委員、向田委員 5名

欠席委員

江口委員、今田委員 2名

4 事務局報告

平成30年5月19日で前委員の任期満了となり、委員を改選したため、事務局から新任の2名の委員、再任の5名の委員の紹介をした。その後、山形県開発審査会条例第5条第3項により本審査会が開会要件を満たしていることを事務局から報告し、佐藤都市計画課長があいさつした。

5 会長選出及び会長代理指名

事務局から、委員改選に伴い新委員の中から新会長を選出する必要があることを説明し、会長選出までの議長選出について事務局一任の提案をし、異議なく了承されたため、國井委員を議長に選出した。

議長が、山形県開発審査会条例第4条第1項の規定により会長を委員から互選により選出することを説明し、その方法について委員に諮ったところ、議長一任の発言があり、議長から、議長による指名推選による方法とすることを提案した。その方法が異議なく了承されたため、議長が小山委員を会長に指名したところ、異議なく了承され、小山委員が会長に選出された。

その後、山形県開発審査会条例第5条第2項の規定により、小山会長が議長となり、山形県開発審査会条例第4条第3項の規定により、小山会長が向田委員を会長代理として指名した。

6 議事録署名委員指名

議長から、三浦委員、向田委員が議事録署名委員に指名された。

7 議 事

(議 長)

今回の議事は、都市計画法第43条の規定による建築許可案件1件と、都市計画法第29条の規定による開発許可案件1件と、山形県開発審査会提案基準の一部改正案についてです。案件の公開・非公開の別については、公開することにより企業等に不利益を与えるものとは認められないため、公開といたします。

それでは、議第1号の村山総合支庁提案建築許可案件について、事務局の説明を求めます。

(事 務 局)

(都市計画課 土屋主査が都市計画法について説明)

(村山総合支庁建築課 遠藤技師が案件について説明)

(議 長)

以上の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

(佐藤委員)

事業概要に周辺住民の同意とあります。住民の暮らしと共存していくことが大事だと思いますが、同意の方法と周辺というのはどの範囲なのかお伺いします。

(事 務 局)

同意の方法としては、申請者が1軒1軒同意書を持ち回り署名捺印をいただいています。周辺の範囲については、隣接者ということで、申請地の北側と西側にある住宅3軒の所有者全員と南側と東側の田んぼの所有者全員から同意をもらっています。

(議 長)

他に御意見、御質問等ございませんか。

なければ、本件について、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員でございます。それでは許可相当といたします。

続きまして、議第2号の村山総合支庁提案開発許可案件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

(村山総合支庁建築課 遠藤技師が説明)

(議長)

以上の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

なければ、本件について、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員でございます。それでは許可相当といたします。

続きまして、議第3号の山形県開発審査会提案基準の一部改正案について事務局の説明を求めます。

(事務局)

(都市計画課 鈴木行政主査が説明)

(議長)

以上の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

(三浦委員)

以前の審査会でも話になったかと思いますが、畜産などの場合はどうでしょうか。

(事務局)

あくまでも10アール以上の農地について耕作していることが必要となります。畜産農家で10アール以上の農地があれば該当しますが、そうでない場合は該当しないこととなります。

(三浦委員)

その土地に住んでいた方でも畜産だけで10アール以上の農地がなければ該当しないということでしょうか。

(事務局)

この提案基準第1では該当しないということになります。

(議長)

他に御意見、御質問等ございませんか。

それでは、案のとおり了承することとしていかがでしょうか。

異議がないようですので、了承することとします。

次に報告へ進みます。

報告第2号の山形県開発審査会への事後報告案件については、個人のプライバシーに関するものなので、非公開といたします。

それでは、報告第1号の平成29年度開発許可の状況について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

(県土整備部都市計画課 土屋主査が報告)

(議長)

以上の報告について、御意見、御質問等ございませんか。

それでは、続きまして、報告第2号の山形県開発審査会への事後報告案件について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

(県土整備部都市計画課 土屋主査が報告)

(議長)

以上の報告について、御意見、御質問等ございませんか。

特にないようでしたら、これをもちまして、本日の議事・報告はすべて終了しましたので、進行を事務局にお返しします。御協力ありがとうございました。

(閉会 14時30分)